

市政情報

年末年始の業務日程

ごみカレンダー

求人・募集

発表・鑑賞

福祉

公民館

健康

相談の案内

高齢者

子育て

ニュース



12月の窓口案内

助成や給付、減免措置の他、生活上での相談など、市役所で受け付け。今月の特別なお知らせを紹介します。

マイナンバーカードの交付

保管期間が延長。交付通知書が届いた人は早めに受け取りを
問合せ 市民課 ☎(740)1340

マイナンバーカードを申請した人には、交付通知書兼照会書を順次送っています。受け取りは原則本人のみ(予約制)。

交付は、平日の午前9時—午後5時。日曜日に臨時で交付窓口を開設する場合があります。交付通知書兼照会書を紛失した人は再発行ができますので、市民課へ問い合わせてください。

マイナンバーカードの有効期限は、カードが作成されてから10回目の誕生日までです。交付通知書兼照会書が届いている人は、早めに受け取ってください。

【マイナンバーカードの保管期間が延びました】

27年11月から28年3月末日までに申請し、まだ受け取っていない人には廃棄通知を送りましたが、29年3月末日まで延長することになりました。

すでに廃棄通知を受け取った人でも、受け取ることができます。

【住民基本台帳カード(住基カード)の利用について】

住基カードを利用し、e-Taxによる確定申告をされている人は、電子証明書の有効期限にご注意ください。現在、住基カードで電子証明書を更新することはできません。

有効期限が切れている人で、今年度の確定申告をe-Taxでされる予定の人は、早めにマイナンバーカードを申請ください。なお、マイナンバーカードの申請は、郵送申請か、証明写真機とスマートフォンからのオンライン申請のみ。

市役所窓口では受け付けませんのでご注意ください。

障害者控除対象者認定書を交付

おむつ代の医療費控除確認書の交付も

問合せ 長寿・介護保険課 ☎(740)1148

昭和27年1月1日以前に生まれ、平成28年12月31日(出)現在、介護保険の要支援・要介護認定を受けている人は、障害者手帳などの交付を受けていなくても、28年分所得税と29年度市・県民税の「障害者控除」の対象になる場合があるので、申請により「障害者控除対象者認定書」を交付します。

なお、24年以降の認定申請書で「次年度以降の交付を希望する」にチェックした対象者に関しては29年1月下旬に送付します。

また、おむつ代について医療費控除を2年目以降も受ける場合に、要支援・要介護認定者は、申請により、主治医意見書(寝たきり度や尿失禁の有無)を確認の上、「おむつ代の医療費控除確認書」を交付します。

保険税(料)納付済額のお知らせ

希望者は登録を。すでに申し込んでいる人には引き続き送付

問合せ 保険収納課 ☎(740)1177

長寿・介護保険課 ☎(740)1148

1月から12月までの1年間に納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済額のお知らせは登録制です。すでに申し込んでいる人には、引き続き送付します。

新たに送付を希望する人は登録の申し込みをお願いします(市ホームページから可)。お知らせの発送は29年1月下旬ごろです。詳しくは国民健康保険税・後期高齢者医療保険料については保険収納課、介護保険料については長寿・介護保険課へ。

【注意点】

確定申告などで社会保険料などの控除を申告する場合には、各保険税(料)の納付済額も対象となり、所得合計額から差し引くことができます。

また、「納付済額のお知らせ」を添付しなくても、28年中に納付した領収証書、口座振替の場合は預金通帳で確認した金額、年金からの天引きの場合は「公的年金等の源泉徴収票」で申告できます。

登録があっても納付額がない場合は送付しません。登録済みの人には、来年度以降についても送付します。

必要がない場合や世帯主の変更などがあれば、連絡をお願いします。この「納付済額のお知らせ」は川西市に納付した分のみを記載しています。川西市から転出、または他市から転入した人はご注意ください。

臨時福祉給付金申請の締め切り迫る

期限は29年1月4日まで

問合せ 臨時福祉給付金担当 ☎(740)1192

「28年度臨時福祉給付金」の対象は、28年度の市県民税(均等割)が課税されていない人。市県民税(均等割)が課税されている人に扶養されている場合や、生活保護受給者を除きます。支給額は、1人につき3000円。

福祉医療費助成制度の対象者と所得条件

乳幼児等医療		こども医療
対象	0歳～小学3年生	小学4年生～中学3年生
所得条件	扶養義務者(両親など)の市県民税所得割税額(*1)の合計額が23.5万円未満の人 ※0歳児は、扶養義務者の所得条件がありません	
老人医療		
対象	65歳以上70歳未満の人	
所得条件	世帯全員が市県民税非課税で本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の人	

(高齢)重度障がい者医療		中程度の障がい者に対する入院医療
対象	1・2級の身体障害者手帳、A判定の療育手帳、1級の精神障害者保健福祉手帳を持つ人	3級の身体障害者手帳、B1判定の療育手帳、2級の精神障害者保健福祉手帳を持つ人
所得条件	本人、配偶者、扶養義務者の市県民税所得割税額(*1)の合計額が23.5万円未満の人	本人が非課税で、本人、配偶者、扶養義務者のいずれも年金収入を加えた所得が80万円未満の人
母子家庭等医療		
対象	母(父)子家庭の親と子、父母のいない子など(子が高校卒業(*2)まで)	
所得条件	母など、扶養義務者の所得(*3)が19万円未満(扶養親族1人につき38万円加算)	

*1 課税決定通知などに記載の市(町村)民税所得割税額+住宅ローン控除額+寄付金控除-19,800円×0～15歳の扶養人数-7,200円×16～18歳の扶養人数
*2 満18歳に達した日以降最初の3月31日を過ぎても高校在学中の場合は満20歳到達月まで
*3 所得=収入-必要経費-諸控除(※雑損、医療費、社会保険料<8万円まで>、障害、勤労学生など)(養育費の8割を所得として含みます) ※市県民税非課税で所得80万円以下の人原則対象となります

出張特定健診追加で募集します

この機会に健診でメタボをチェック

問合せ 国民健康保険課 ☎(740)2006

12月11日(日)午後1時から4時半までアステ市民プラザで、出張特定健診(メタボ健診)を行います。対象者にはすでに通知し、申し込みを完了しましたが、若干名追加募集します。また、当日は同プラザで、市民オーケストラによるオーケストラコンサートと、マジシャンのジャスパール瀧口さんによるマジックショーを同時開催。

対象は川西市国民健康保険に加入している30歳以上の人で、イベントは子ども連れなど、家族と一緒に参加できます。すでに今年度(4月以降)特定健診を受診済の人や人間ドック費用助成済(または助成申請予定)の人は受診できません。特定健診の検査項目は、血液検査や尿検査などです。受診を希望する場合は、電話で申し込みが必要ですので、国民健康保険課へ連絡してください。定員に達し次第、受け付けを終了します。

福祉医療受給資格の申請を

1歳未満の子どもを除き所得条件あり

問合せ 医療助成・年金課 ☎(740)1108

各種健康保険の加入者(被保険者や扶養家族)で、左表の条件を満たす人に医療費の一部を助成。福祉医療費とは、国民健康保険や社会保険などで診察を受けたとき、費用の一部を公費で負担するものです。1歳未満の子どもを除き所得条件があります。対象となる人で、手続きをしていない場合は、市役所1階の医療助成・年金課で申請してください。